

水俣病発生地域における 地域づくりの推進

地域づくりに関する取組

水俣病特措法において、地域住民の健康の増進や健康不安の解消、地域社会の絆の修復、地域の振興等を図るための事業を実施することとされている。

●医療・福祉施策の充実

胎児性患者等の地域生活支援（デイサービス、在宅支援）
離島等における介護予防事業 等

●地域社会の絆の修復

慰霊式等の行事による「もやい直し」（※地域社会の絆を修復していくという意味）
資料館による情報発信 等

●地域の環境資源を活用した産業基盤の強化、環境まちづくりを通じた地域振興

水俣環境アカデミアの開学、コミュニティバスの整備、
湯の鶴温泉保健センター整備、水俣駅舎リニューアル等

水俣病発生地域の医療・福祉に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、患者やその介護者等の高齢化に伴う日常生活能力の低下、介護能力の低下に対応するための保健福祉の取組を実施。

○ 胎児性水俣病患者等の生活支援

➤ デイサービス等の提供

- ・患者や介護者の高齢化に直面している胎児性・小児性患者が、地域で安心して日常生活を送るとともに、社会参加などを通じて生きがいを感じることができるよう、また、介護者の負担を軽減することができるよう、デイサービス、在宅支援、外出支援などの支援を実施。

➤ 明水園の個室化

- ・水俣病認定患者等の入居施設である明水園について、入居者及び入居希望者のニーズに対応するため、個室等を整備。

○ 離島等における介護予防事業

- ・水俣病被害者等が自立した生活をできるだけ長く維持できるよう、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等を、介護予防施設・サービスの供給が不足している離島等僻地において実施。（鹿児島県長島町獅子島、熊本県津奈木町平国地区など計5か所）



デイサービス事業



水俣市立明水園



介護予防事業

水俣病発生地域の再生・融和に関する主な取組

地域に住む多様な方々がみな安心して暮らしていける社会を実現するため、水俣病に関する偏見、差別により失われた地域の絆を修復するための取組を実施。

○ もやい直しに関する事業

➤ 水俣病犠牲者慰霊式への支援

・毎年5月1日に開催(水俣病の公式確認日に由来)

➤ 火のまつりへの支援

・水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、併せて地域の再生への願いを炎に託す、市民手づくりの行事



写真提供: 水俣市
水俣病犠牲者慰霊式

○ 水俣病公式確認60年地域提案事業

・60年の節目として、胎児性水俣病患者の方々が若かりし頃に主催したコンサートの再開、水俣市における「水俣病を伝える朗読会」、日頃福祉と接点を持たない若年層を対象とした地域福祉の課題を考えるイベントの開催 等



公式確認60年地域提案事業

○ 水俣病に関する情報の発信、環境学習等

・水俣病に関する情報や教訓を国内外に広く正しく発信することにより、水俣病に関する偏見の解消のため、語り部等による講話等を実施。
・また、環境を守ることの大切さを伝えるとともに、地域が水俣病被害者等を支えるような地域の社会環境づくりのため、水俣病から派生した環境問題等を学ぶ講座等を実施。



水俣病に関する啓発事業